第1章 内部管理・法令遵守態勢の重要性

1 内部管理態勢整備の必要性

・協会員は、その社会的・公共性にかんがみ、適正かつ効率的に金融商品取引業務を遂行することが期待されています。
・**金融庁**及び**証券取引等監視委員会**は、**監督指針等**の策定により、公正な金融商品取引や適切な投資勧誘の法的枠組みを示し、**検査・監督**によりそれらの遵守状況をチェックしています。
・日本証券業協会等の**自主規制機関**は、種々の**規則**等の制定を通じて、協会員としてあるべき姿を示し、**監査**等により遵守状況をチェックしています。
・営業活動は、通常厳しい競争状況の下で展開されるため、時に行き過ぎが生じ易い。
→次の①②で対処

①適正な営業活動の徹底を経営の基本方針とし、その方針が日々の業務に貫徹されていることを常時点検すること。
②不適切な取引や不正行為を未然に防止し、問題が発生した場合にも早急な改善措置を自ら講じることができるよう、**内部管理態勢を整備する**こと。

2 内部管理統括責任者等の役割

⑴内部管理統括責任者（副社長や専務等の担当役員等）の責務

内部管理統括責任者は、原則として**会社の代表権を有する社長等に次ぐ高位の役員**をあてるものとされ、その氏名等を**日本証券業協会**に登録します。

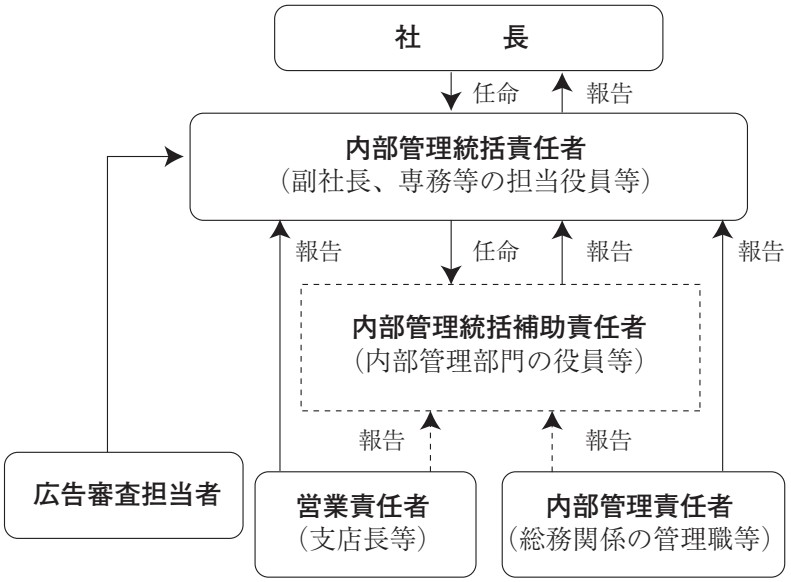
内部管理統括責任者の責務は以下のとおりです。

①自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、役職員（全体）に対し金商法その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動や顧客管理が適正に行われるよう**内部管理態勢の整備**に努めること。
②**営業責任者・内部管理責任者を指導・監督する**とともに、法令等の違反事案が生じた場合にはそれを適正に処理すること。
③営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁や日本証券業協会等の自主規制機関と適切な連絡・調整を行うこと。
④投資勧誘等の営業活動や顧客管理に関し重大な事案が生じた場合には、**速やかにその内容を取締役社長等（特別会員の場合は特別会員代表者）に報告し、取締役社長等の指示を受けなければなりません。**



内部管理統括責任者はその責務を遂行するため、自己の責任で、**内部管理統括補助責任者**に職務を分担させることができます。

＜内部管理責任者制度の概要＞



⑵内部管理統括補助責任者の責務（内部管理部門の役員等）

職務の遂行状況を**内部管理統括責任者に報告**しなければなりません。

⑶営業責任者（支店長等）の責務

①自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、**自らが営業責任者として任命された営業単位**（支店等）に所属する役職員に対し、金商法その他の法令諸規則等を遵守する**営業姿勢を徹底**させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、**指導、監督**しなければなりません。

②自らが営業責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、**重大な事案**が生じた場合には、速やかにその内容を**内部管理統括責任者に報告**し、その指示を受けなければなりません。

特別会員

※特別会員は営業単位を定め、その営業単位の長を**営業責任者**に任命し、配置しなければなりません。

⑷内部管理責任者（総務関係の管理職等）の責務

①自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、**自らが内部管理責任者として任命された営業単位**の営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか**常時監査**する等、適切な内部管理を行わなければなりません。
②自らが内部管理責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、**重大な事案**が生じた場合には、速やかにその内容を**内部管理統括責任者に報告**し、その指示を受けなければなりません。



・営業責任者に内部管理責任者を兼務させることはできません。
・会員は、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者又は内部管理責任者に任命してはなりません。

特別会員

※特別会員は営業単位を定め、その営業単位ごとに**内部管理責任者**を任命し、配置しなければなりません。
※特別会員は、**会員**又は**特別会員**の内部管理責任者資格試験の合格者でなければ営業責任者又は内部管理責任者に任命してはなりません。

・日本証券業協会は、**内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者**が以下のいずれかに該当することとなった場合は、その**内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者の交代勧告をすることができます。**

・自らが法令等違反行為を行ったとき。
・協会員の法令等違反行為が発生した場合において、その法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、自らの指示により発生した場合等、その責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

・日本証券業協会は、協会員から提出された事故顛末報告書その他の資料等又は報告に基づき審査した結果、**営業責任者又は内部管理責任者**が次のいずれかに該当することとなった場合は、決定により、該当時に所属していた協会員に対し、その営業責任者又は内部管理責任者につき**５年以内の期間を定めて営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置を講じます。**

・自らが法令等違反行為を行ったとき。
・自らが営業責任者又は内部管理責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、その法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、自らの指示により発生した場合等、その責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

3 IOSCOの行為規範原則

証券取引審議会は、IOSCO（証券監督者国際機構）の行為規範原則には、**自己資本規制や相場操縦の禁止等すべての市場参加者を対象にする一般的行為規制は含まれないこと**を明記しています。

＜IOSCOで採択された７つの原則＞

①誠実・公正
業者は、その業務に当たっては、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るべく、誠実かつ公正に行動しなければならない。

②注意義務
業者は、その業務に当たっては、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るべく、相当の技術、配慮及び注意をもって行動しなければならない。

③能力
業者は、業務の適切な遂行のために**必要な人材を雇用し**、手続きを整備しなければならない。

④顧客に関する情報
業者は、サービスの提供に当たっては、**顧客の資産状況、投資経験**及び投資目的を把握するよう努めなければならない。

⑤顧客に対する情報開示
業者は、**顧客との取引に当たっては**、当該取引に関する具体的な情報を十分に開示しなければならない。

⑥利益相反
業者は、**利益相反**を回避すべく努力しなければならない。**利益相反**が回避できないおそれがある場合においても、**全ての顧客の公平な取扱い**を確保しなければならない。

⑦コンプライアンス
業者は、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るため、その業務に適用される全ての規則を遵守しなければならない。



IOSCOについては本文をしっかり読み込んでおきましょう。上記①②及び⑦において、「**顧客の最大の利益及び市場の健全性**」という表現がくり返し使われています。

第１章　演習問題

〈○（マル）×（バツ）問題〉　次の文章について、正しいものは○を、正しくないものは×を記入しなさい。

問１．協会員は、その社会的・公共性にかんがみ、適正かつ効率的に金融商品取引業務を遂行することが期待されている。

問２．日本証券業協会等の自主規制機関は、監督指針等の策定により、公正な金融商品取引や適切な投資勧誘の法的枠組みを示すとともに、検査・監督によりその遵守状況をチェックしている。

問３．金融庁及び証券取引等監視委員会は、種々の規則等の制定を通じて、協会員としてあるべき姿を示すとともに、監査等により遵守状況をチェックしている。

問４．業者の営業活動は収益重視、収益至上主義でなければならない。

問５．営業活動は、通常激しい競争状況の下で展開されるため、万一問題視される取引や行為が発生しても営業方針に沿っていれば特に問題はない。

問６．内部管理統括責任者は、原則として会社の代表権を有する社長等に次ぐ高位の役員をあてるものとされている。

問７．内部管理統括責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、役職員に対し金商法その他の法令等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動や顧客管理が適正に行われるよう内部管理態勢の整備に努めなければならない。

問８．内部管理統括責任者の責務には、内部管理体制の整備、営業責任者・内部管理責任者の指導・監督等がある。

問９．内部管理統括責任者は、営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁や日本証券業協会その他の自主規制機関と適切に連絡、調整を行うこととされている。

問10．内部管理統括責任者は、投資勧誘等の営業活動や顧客管理に関し重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長等（特別会員の場合は特別会員代